

第4回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成25年12月24日（火）

事務局：それでは、ただいまより第4回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

本日は、この栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席をいただきまして、年末の押し迫った中ではありますが、感謝を申し上げます。また、併せまして、福田知事、そして市町村長の皆様には本日に至るまで多大なるご理解とご協力をいただいておりますことも、重ねて御礼を申し上げます。

また、私ども9月末に人事異動がございまして、後ほどご挨拶があると思っておりますけれども、秋野政務官に替わりまして浮島政務官が就任をいたしましたので、ご紹介をさせていただきます。

さて、候補地の選定手法につきましては、専門家から成る有識者会議において議論を重ね、各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案を10月に取りまとめたいただきました。これを受けまして、例えば宮城県においては、11月の市町村長会議において選定方法をご了承いただき、現在、具体的な詳細調査候補地の選定作業を進めているところであります。

本日はこの有識者会議での基本的な案に加えまして、これまでの栃木県における市町村長会議でのご意見などを踏まえまして、栃木県における選定手法などの案を作成してまいりました。

また、指定廃棄物につきましては、現状の保管を継続すべきとの意見もありますけれども、環境省といたしましては、できるだけ早期に安全な方法で処理を実施する観点から、県内1カ所での集約処分が適切であると考えており、国が責任を持ってその処理を行っていきたいと思います。また、本日、来年度予算案が閣議決定をされましたけれども、地域振興策や風評被害対策につきましても、しっかりと取り組んでまいります。

県や市町には大変なご尽力をいただいておりますが、一時保管の状況も逼迫をしております。本日は栃木県における候補地の選定手法等については是非建設的なご意見を賜り、それを確定するとともに、次の候補地選定の段階にぜひ進ませていただきたいと考えておりますので、どうぞ皆様、よろしくお願いを申し上げます。

事務局：それでは続きまして、福田栃木県知事からご挨拶をお願いいたします。

福田知事：皆様、こんにちは。年末押し詰まって、市町長の皆様方にはこうしてお出かけをいただきましたこと、御礼と感謝を申し上げます。

また、井上環境副大臣、浮島環境大臣政務官、そして環境省の職員の皆様方には、お忙しい中、栃木においでをいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、先の副市町長会議で示されました各市町に対するアンケートの結果によれば、県内に処分場を設置することについて多くの市町から理解が得られ、指定廃棄物の早期処理に向けて大きく前進したと考えております。

また、今、副大臣からお話がありましたように、宮城県では先月11日に一足早く国が提示した宮城県版の選定手続等について合意に至りまして、国が処分場候補地の選定作業に入ったところでありますが、これは市町村長会議等を通じて建設的な議論が積み重ねられた結果であると考えております。

本県の逼迫した保管状況を踏まえれば、早急な指定廃棄物の適正かつ安全な処理が必要であります。本日は栃木県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法、提示方法等について国から説明を受け、本県におきましても大局的な見地から、有意義な議論が行われることを期待したいと存じます。

また、仮に候補地となった市町におきましては、処分場設置という決断を迫られる、あるいは地域にとって大きな負担となり得りますことから、国に対しましては具体的な地域振興策や風評被害対策の提示を求めますとともに、その負担を県全体で分かち合うことも必要であると考えております。県として、あるいは県内の市町として何ができるのか、皆様方と一緒に考えてまいりますので、皆様方の市町の理解が得られるようご協力をよろしくお願いをいたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。

事務局：続きまして、浮島政務官からご挨拶を申し上げます。

浮島政務官：皆様、こんにちは。

この度、環境大臣政務官を拝命いたしました浮島智子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は大変お忙しい中、市町村長会議にご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。本来にありがとうございます。

原発事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処につきましては、今後の環境行政の大きな課題といたしまして、国がしっかりと責任を持って取り組んでいかなければなりません。中でも指定廃棄物の処理をいかに進めていくか、大変難しい問題であります。栃木県及び市町村長の皆様方のご協力を得ながら市町村長会議の開催などを通じまして、着実に前進できるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。

今後、指定廃棄物処理を確実に進め、住民の皆様方が安心して生活できる環境を一日でも早く取り戻せるよう、全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局：ここで本日の出席者を紹介いたします。まず、栃木県からは、先ほどご挨拶をいただきました福田知事を初め、佐藤副知事、櫻井環境森林部長にご出席いただいております。

次に、環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願いたします。

事務局：浮島環境大臣政務官でございます。

浮島政務官：よろしくお願いたします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしく申し上げます。

事務局：それでは続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第に配付資料の一覧をつけております。

まず、一番上が議事次第でございまして、次が出席者名簿でございます。次に、資料1といたしまして、栃木県における選定手法・提示方法等について（概要版）。その後ろに資料1の（別紙1）としまして、栃木県における選定手法・提示方法等（案）でございます。その後ろが資料1（参考1）といたしまして、アンケート集計結果とその対応の方向性について。その後ろに資料の2でございますが、栃木県における指定廃棄物等の保管量について、でございます。資料3が1枚でございますが、地域振興策・風評被害対策について、でございます。あとその後ろに参考といたしまして、指定廃棄物のパンフレットを7種類ほどつけております。本日の資料は以上でございます。もし不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしく申し上げます。

本日、ご出席いただいている各市町長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿に記載のとおりでございますので、大変恐縮ではありますが、時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご了承願います。

なお、本日の会にはマスコミも同席可能としております。ここで、マスコミの方々にお願い申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、恐れ入りますが、カメラはご退室願います。また、取材につきましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。それでは、カメラは退室願います。

本日の会議は16時30分までを予定しております。円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

これからの議事の進行は浮島政務官が務めさせていただきます。

それでは、浮島政務官、よろしく願いいたします。

浮島政務官：それでは、私が本日の会議の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

本日は議題1にありますとおり、まず、栃木県における指定廃棄物の処分場の候補地の選定手法・提示方法等についてご説明を申し上げ、ご意見を伺いたいと思っております。

候補地の選定手法につきましては、これまで選定手順、安全に係る評価項目等について本縣市町村長会議においてもご説明をさせていただいております。10月4日の第6回指定廃棄物処分等有識者会議では、これらに加えまして、安心等の確保に関する評価項目等も含めた各県で候補地を選定するためのベースとなる基本的な案が取りまとめられたところでございます。この基本的な案に加えまして、これまでの市町村長会議におけるご意見等を踏まえて作成いたしました栃木県の地域の実情に配慮した栃木県における処分場候補地の選定手法・提示方法等の案について資料1から資料3を用いて、梶原部長より説明をさせていただきます。

■資料1、2、3について説明

梶原部長：環境省の梶原でございます。大変恐縮でございますが、座って説明をさせていただければと思っております。

まず、資料1、横長のパワーポイントでございます。これが概要版ということになってございまして、これを文章で書いたものはその次の資料1（別紙1）となります。

それではまず、資料1を使ってご説明をさせていただきます。1枚お開きいただきたいと思います。

これまで、2ページ目でございますが、これに関しましては今まで有識者会議、本縣市町村長会議あるいは栃木県ご主催の副市町長会議等の経緯でございます。

下のページ、3ページでございますが、今回、本日、ご説明するものに加え、その後の全体の進め方でございますが、まず、スライドの5ページから14ページを使いまして、本日ご説明を申し上げます選定手法の説明でございます。ここに関しては有識者会議で取りまとめられた手法をベースに、これまでの市町村長会議の結果、あるいは副市町長会議のご意見、アンケート調査の結果を加味して作成してございます。その後、選定手法がこれでいいということになれば、それに基づく選定作業を行うことになります。これに数カ月程度を要するというところでございます。その後実際の詳細調査、これはボーリング調査を行って地質とか地盤とかあるいは地下水とか、そういったような詳細の調査をいたしまして、その上で最終的に候補地を決定するというプロセスになります。詳細調査の前の選定手法、選定作業については少なくとも数カ月ということで、先ほど申しましたけれ

ども、現時点で正確に、ではいつまでということを上申するのはなかなか難しい状況でございます。

1 ページおめくりいただきまして、4 ページ、5 ページでございます。

まず、5 ページの考え方、第1の段階で安全等に関する事項。これは従来この市町村長会議におきましてもご説明させていただいたところでございます。前提としてまず適切な構造の施設を建設する。安全な施設を建設すると。その上で国が長期にわたって維持管理を行うというのが前提でございます。この下にございます3つの項目、(a)といたしまして、自然災害を考慮して避けるべき地域。これにつきましては、地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、陥没等々の安全面の観点。これにつきましては、従来、昨年度と比較いたしましても津波、あるいは火山噴火、陥没等、さらなる強化が進められているところでございます。

自然環境を特に保全する地域といたしまして、自然公園の特別地域、普通地域、あるいは自然環境保全地域、鳥獣保護の特別保護地区等々、これに加えまして保護林でありますとか緑の回廊、レクリエーションの森といったようなところも除外をしていくということでございます。

史跡・名称・天然記念物についても非常に重要なものがございますので、こういったものについては除外をするということでございます。これらにつきましては、昨年度の案に比べて非常に強化をしている、有識者会議のご意見を賜りまして強化をしている、判断に基づきまして強化をしているということでございます。

1 ページおめくりいただきまして、その上で候補地の選定手法の中で地域特性に配慮すべき事項については最大限配慮をするというところの考え方でございます。この点につきましても、今回のプロセスの中で皆様方のご意見を賜りながら対応したところでございます。後ほど詳しくアンケート調査の結果も踏まえてご説明いたしたいと思っておりますけれども、まず、対象の土地としまして、利用可能な国有地に加え、県有地も対象としたいと考えております。また、指定廃棄物の保管状況を安心等の判断材料の一つにするかどうかにつきましては、これについても皆様方のアンケート調査の結果等を踏まえて、他の項目の2分の1の重み付けをして評価項目の中に加えてまいりたいと考えております。

下でございますが、そういう考え方の上で、実際に土地を絞り込んでまいりましてでございますけれども、実際にどれぐらいの土地を探していくのかということでございます。必

要な面積として、2.98ヘクタールを確保できるなだらかな地形というものを考えてございます。この2.98ヘクタールは、平成24年11月末の指定廃棄物の保管状況等のデータを使って試算をしているところでございます。最終的な作業の中では最新の保管データ等を用いまして、若干変わる可能性はありますけれども、大きくは変わらないものと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、その上で候補の中から、8ページにございます生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度並びに指定廃棄物の保管状況から見て候補地を絞り込んでいくという作業でございます。ページをおめくりいただき、今の4項目で絞り込んでいく際には、10ページにありますように、適性評価と総合評価の2つの段階を経ていきたいと思っております。

まず、テーブルに乗るものが2桁以上になった場合につきましては、適性評価ということで項目ごとに○、×をつけて絞り込み、さらにその中で総合評価方式。総合評価方式については点数をつけていくという作業になるわけでございますけれども、その点数につきましては、11ページ、下のページにありますように、生活空間の距離につきましては500メートル超であるかどうかを一つのベースに、それからの倍数、何倍かといったような観点で点数をつけていきたいと考えてございます。この500メートルは栃木県も含めました関係5県の既存の廃棄物処理場埋め立てに関する指針等をベースにした考えを参考にさせていただいたものでございます。

ページをおめくりいただきまして、詳細調査の実施、13ページでございます。下のページでございます。これで絞り込んだ箇所で必要な調査を現地で行わせていただきたい。実際何をやるかというのは、この①、②、③とございます。地質・地盤調査ということで、実際にボーリング調査をやらせていただく。地表地質調査をやらせていただく。あるいは弾性波探査、これは地下の地層等々を調べるための探査でございますが、そういったもの。地盤の固さを調べるための標準貫入試験、あるいは地下水の移動のしやすさを調べます現場透水試験等を実際にやらせていただきたい。あとはその場所のアクセス性、あるいは土地の権利関係等につきましても調べさせていただきたい。こういった詳細調査をさせていただきたいと考えております。

最後のページでございますけれども、総合評価の結果、絞り込まれた詳細調査を実施する候補地、これについては1カ所。その所在する市町に対して環境省より提示をして、併

せて選定経過、これまでこうやってご説明を申し上げてきました作業の中身につきまして
も説明し、その結果を説明して公表もして詳細調査の候補地を決め、詳細調査を行い、そ
の上で詳細調査の結果を有識者会議にかけ、評価をしていただきまして、最終的な候補地
にさせていただきたいと思っているところでございます。

次に、資料1（参考1）というものを開いていただきたいと思います。こういう資料で
ございます。今回の案を提示させていただくに当たり、前回の市町村長会議の後に実施さ
せていただきましたアンケート調査、その結果を参考にさせていただきました。その結果
も踏まえてご説明を申し上げたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。まず、前回、暫定保管といったようなご意
見も出てございました。その結果につきまして、アンケート調査をさせていただいたとこ
ろでございます。その結果でございますけれども、県内に最終処分場を設置、それはいい
のではないかとといったようなご意見をいただき、18市町からいただいております。集約
をして暫定保管施設を設置したらどうだというのを3市町からご意見としていただい
ております。また、現在の保管を継続したらどうかといったようなご意見、これが1市町から
いただいております。その他、4市町からいただいておりますけれども、その他の中の意
見は、例えば他県で処分場をお造りになられて、その先行事例を見てから判断をすればい
いのではないかと。あるいは8,000ベクレル以下も併せて処理してほしいでありますと
か、まだまだ根気よく議論して説得をすべきだといったようなご意見といったようなもの
もございます。いずれにいたしましても、集約して処分場を造るか、あるいは保管をする
か、暫定保管をするかといったことにつきましては、私ども多くの市町の方々が早期に安
全な方法で処分するためには必要な処分場を確保して処理を進めることのほうがいいの
ではないかというご意見を賜ったということだと考えております。遮断型構造を要する処分
場を県内に1カ所設置して、埋め立て処分を行うことによって、強固な安全性を確保する
とともに、長期にわたって責任を持って維持管理をしてまいりたいと考えております。

次のページでございます。候補地を選び出すための土地でございますけれども、国有地
のみを対象とすべきというご回答をいただいたところが6市町でございます。基本的に国
有地が望ましいというご回答をいただいたのが8市町、県有地も含めるべきであると3市
町、さらには国有地以外も含め、対象とすべきであるというのが6市町、その他3市町と
なっております。この結果を踏まえまして、私どもとしては、利用可能な土地に県有地も

含めた形でお願いできればと考えている次第でございます。

ページをおめくりいただきまして、指定廃棄物の保管の状況を安心等の評価の項目に加えるかどうかという点でございます。これにつきましては、保管状況を評価項目とするべきというのが8市町、保管状況の評価に一定の配慮が必要とご回答をいただいたのが7市町でございます。保管状況を評価項目としない、5市町、これについては特段のご意見がなかったところが6市町でございます。この結果を見てまいりますと、保管状況を評価項目としない、あるいはすべきだとありますけれども、一定の評価をすべきだということもかなりの市町に上っております。私どもとしましては、このアンケート調査の結果を踏まえ、2分の1の重みづけをした上で評価項目に加えてまいりたいと考えているところでございます。

次に、資料2、これは横書きの表になっている1枚の資料でございます。栃木県における指定廃棄物等の保管量についてのデータを改めてお示ししたものでございます。

前回の考え方で、今保管をしていただいている市町におきましては、その保管量はその当該保管させていただいております市町だけの事業、その市町のためだけの事業から生じたものではない場合、広域的な事業、例えば水道でありますとか下水道、あるいはごみの場合もあるかと思えます。広域的な事業をやっている場合。そういったようなケースの場合はそれぞれの下水道でありますと汚水の発生量に応じて配分をし、水道の場合は受水量によって配分をすると、ごみの場合はごみの排出量に応じて配分をするという考え方で案分をした場合にどのようなことになるかというのを示したものでございます。

左側が配分前、現在の保管状況の数値でございます。指定廃棄物という形で指定されているものが1万400トン程度あるわけでございます。それが真ん中の欄、配分をし直しますと真ん中の欄になります。量的には同じでございますけれども、ゼロという市町が少なくなり、ほとんどの市町で何らかの形で数字が出てくるということでございます。

真ん中から少し右の欄にございますのは、8,000ベクレル以上の廃棄物がありますけれども、まだ指定がされていないものが3,000トンほどございます。これも市町村別に載せますと合わせて、一番右の欄の約1万3,700トン強の量のものが現在、栃木県で保管されているということになります。

資料3、これは縦の1枚紙でございますが、先ほど井上副大臣から、本日、平成26年度予算の閣議決定があったという話がございました。地域の振興策並びに風評被害対策に

つきましては、これまで申し上げたとおり、関係省庁と連携をいたしまして政府全体としてしっかりと対応していきたいと考えてございます。

廃棄物の処理、放射性物質により汚染されました廃棄物の処理に係ります環境整備の経費を含む予算原案を本日、閣議決定しております。しかしながら、具体的な事業の中身につきましては、それぞれの自治体でどういったものを進めるべきかというのはさまざまなご意見があるかと思っております。そういったことで候補地が決まった段階で地元のご意向を伺いながら、それを反映できるように努力をしていきたいと考えております。

風評被害対策につきましても、風評被害が発生しないようにすること、これが第一、大事であると考えておまして、安全性のPR、あるいはモニタリング情報の公表等、未然防止に万全を尽くしていきたいと考えております。

今日お手元にパンフレットをいろいろ作らせていただいております。これは見やすいように見開きにして7部構成で作っております。また、新聞広告等も何回かさせていただいているところでございます。そういったものを通じまして、一般の方々のご理解も深めていければと思っております。正確な情報提供などの対策を講じた上で、万が一風評被害が生じた場合には当然のことながら、ご相談の上、国として責任を持って可能な範囲の対策を講じていきたいと思っております。

私からのご説明は以上でございます。

■資料1、2、3について質疑

浮島政務官：それでは意見交換に移らせていただきたいと思います。

栃木県におきましては、これまでの市町村会議の議論やアンケート調査の結果をふまえて、先ほどもご説明させていただきました、資料1の6ページに記載をさせていただいているとおり、地域特性として配慮すべき事項、そして2点を考慮することをご説明させていただきました。

1点目に、対象とする土地を、国有地に加えて県有地も対象として付け進めるとすること。また、2点目に、指定廃棄物の保管状況について、安心等の確保に関する評価項目として、総合評価の際に、重み付けを2分の1とする、つまり保管状況の評価を半分とするということをお示しさせていただきました。これらにつきましてご意見を承りたいと考え

ております。ご意見がございましたら挙手をさせていただきまして、こちらからご指名をさせていただきますので、お名前を言っていただきましてからご発言をお願いさせていただきますと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それではご意見のある方どうぞ。

宇都宮市長：宇都宮市の佐藤でございます。まず、現状・現況をちょっと省の方にも認識をしていただきたいと思いますと思いまして発言をさせていただきますと思います。

この市町村長会議の内容あるいはアンケート調査等やっていただきました。感謝申し上げますけれども、現在、農家あるいは事業者の方が一時保管をしていただいておりますけれども、長期化をしておりますので、例えば指定廃棄物を覆っているシートも大変劣化してきています。そして保管場所についても今、大変苦慮されているのが現場の現状であります。県を通じて省にも保管に関する何かしらの補助・支援をしていただけないかということで、いろいろと協議をしていただきましたけれども、なかなかスピーディに対応できない、思ったような民間あるいは農家の方が圧迫されないような補助のありかた、そういったものを是非考え直していただきたいと思います。根本解決は指定廃棄物の処理施設を造ることではありますが、その辺りがしっかりできないと前には進まないと思っております。設置についても市町村に責任を押し付けることなく、国が責任をもってやっていただきたいと思います。また、処分場設置については、今部長から風評被害、なるべく起こらないようにという話がありましたけれども、それよりもやはり起こる、あるいは風評被害があった場合にはこう対応する、というのを明確に言っていただかないと前にはなかなか進まないだろうなど。それに併せて安全対策、今の風評被害、そして地域振興策、これは国が責任をもって誰もが分かりやすい明確にさせていただかないと議論は前に進まないと思っております。是非この点についてもしっかりと対応していただきたいと思います。

梶原部長：どうもありがとうございます。まず3点ご意見を賜ったのではないかと思います。

1点目は、保管の状況について認識を新たにし、問題がないように迅速な対応をすべきという点でございます。今、保管につきましては、市町あるいは県の施設で保管していただくだけでなく、栃木県では農家で保管をしていただいているケースも非常に多くござい

ます。私どもは県とも協力をさせていただき、あるいは環境省地方環境事務所も現地に入らせていただいて、ガイドラインに基づいてきちんと保管されるよう連絡させていただいております。今特に心配なケースというのは、必ずしもないのかなと思いますけれども、これから、さらには問題が起こっていくということも十分考えられます。あるいは個人の所で大変ご迷惑をかけているということもございます。是非個別に相談をさせていただきたいと思っておりますし、また、手続きをもっとスピーディにやるべきだということにつきましては、その点重々現場とも意思疎通をきちんと図ってまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

風評被害につきましては、まず起こさないというのがもちろん一番重要な事でもありますけれども、起こるという前提でしっかりと対応を考えていくべきというようなご指摘でございました。まず、どういう形で対応していくのが適当か、今回の環境整備の予算の中でも風評被害対策については考えてまいりたい。例えば、農産物のPRでありますとか、安全性のPRでありますとか、そういったことも含めて考えてまいりたいと考えております。実際に候補地となった地域の方々ときちんと相談をさせていただいて、そういった風評被害が起こらないようにしたいと思っております。地域振興におきましても、同じ様に各地域地域が、同じような形ではないというふうに思っております。できるだけ自由度の高い事業というものを考えていきたいと考えております。

浮島政務官：その他にご意見ございますでしょうか。

鹿沼市長：まず確認したいのですが、この施設は安全性については太鼓判を押して絶対問題はない、こういうふうな理解でよろしいですか。それが1点。

それともうひとつ、私は福島という話をしておったんですが、福島に持っていけない最大の理由をもう一度確認させていただきたいと思います。

梶原部長：第1点目の安全かどうかという点でございます。本件につきましては、私ども考えているところを申し上げますと、有識者会議にも諮り、どういった様な構造の処分場にするか、これは先ほどのパンフレット7にもございますけれども、コンクリートの半地下方式にした、二重の構造の物、更には、コンクリートの内側にライニングというシート

的な物を入れ、かつ、埋め立てに当たりましては、セシウムと吸着性の非常に高いベントナイト混合土といったような物を入れる。長期的にも周りで地下水のモニタリング、あるいは空間線量のモニタリング等々を行う、という意味においては、極めて安全な物だというふうに考えております。そういう意味では、先生方からも問題はないという評価をいただいております。更には、実際の詳細の調査を通じまして、土壌のデータ、地下水のデータ等々も具体的に入手をさせていただき、そのデータを有識者会議にかけた上で、最終的な評価をしていただくということを考えております。そういう意味においては、安全性については最大限の配慮をしたものであると考えております。

2点目、福島のご件でございます。前回の市町村長会議におきましてもご説明をさせていただいた点でございます。これまで、例えば3.11以降の福島におきましても、汚染土壌でありますとか、あるいは廃棄物の処分についていろいろ議論を重ねてまいったところでございます。それで、その結果を踏まえて、福島県も含めて、指定廃棄物につきましては、当該指定廃棄物が保管されている各都道府県内において処理をするということで、放射性廃棄物汚染対処特措法の基本方針で整理をさせていただいたところでございます。この会議で、一部の市町長から、福島県で集約処分したらどうだといった様なお意見を賜り、その点については改めて福島県に確認をしたところ、福島県でもやはり、それぞれの県で処理してほしいと言われてですね、そういう意味を持ちまして、福島県に持っていくのは困難であると考えてございます。

現在、中間貯蔵施設とか最終処分場の利用ということで福島県にお願いしているところでございます。指定廃棄物につきましては、福島県におきましても、民間の管理型の最終処分場を使って最終処分をさせていただきたいというお願いをしているところでございます。まだまだ福島県におきましても、これから各自治体のご理解を賜り、更には地元の方々にもご理解を賜り進めていくという事で、これからの段階でございますけれども、福島県におきましても、そういった様な形で最終処分をお願いし、福島県以外の所についても同じように最終処分をお願いするという事を考えてございます。

鹿沼市長：実はですね、この市町村長会議というのは開催をされて、一見非常にみんなが土俵に上って、真剣に議論しているというスタイルはとっているんですが、発言のあるのはやっぱり保管量の多い首長さんなんですよ、ほとんどがね。ということは、やっぱりこ

のままいくと自分達が非常にハンディを背負った状態で、場所が決められていくのではないかという危機感もあってですね、そういうことで発言をされているんだと思うんですよ。多くの首長さんほとんど発言されないんだけど、これは先日の副市町長会議の中でも同じような議論が、発言があったと思うんですけど、やっぱり評価項目の問題であったり、言ってみれば自分の所には国有地もあまりないし、保管量もないし、自分の所には来ないだろうという立場で、言ってみれば同じ土俵にのってるというより、保管量の多い所が一所懸命相撲をとっていて、他は何か観客席でがんばれみたいな、こういう会議は、実は構図じゃないかなと思うんですよ。

そこで今質問したのは、安全性については問題ないだろう、ということは、どこに造ろうとさほど問題ないんじゃないかと。そもそもが。そもそも選びぬいてですね、いろいろ配慮しながら造るほどのものではないんだというのであれば、どこへ造っても同じじゃないかと。

それともうひとつ。福島県の照会をした結果、県の方で拒否をされた。そのことで困難と判断した、ということは、このアンケートの結果によって、県内1カ所でもいいですよと言われた首長さんがたくさんおられるわけですよ。むしろ、積極的に自分の所に来てもいいというふうにお考えなのかどうか、そこの所をまずアンケートを取るべきではないか、というふうに思います。自分の所に来てもいいですよ、やむを得ないですよ、という意味をお持ちの首長さんの方が、より困難性が低いんだらうと。最後の決め手は、多分地元のみなさんの反対と自治体がどう動くかという所にあるんだとすれば、やっぱり理解を示している市町村にやっぱり先ほどの評価点をですね1項目加えて、そのことも評価の中に加えるべきだというふうに私は思うんですけども、その辺のアンケートをおやりになってはいかがかと思うんですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

梶原部長：なかなかお答えにくいご指摘ではないかと思いますが、私ども県を通じてアンケート調査を行わせていただく際には、個々の市町の名前は明らかにしないという前提でさせていただきます。また、各市町の方では、必ずしもおっしゃられるとおり、自分の所でもいいよ、ということではなくて、県全体の問題として捉えていただいて、意見を言っていただいたものだと、私は思っております。したがって、そういった形のアンケート調査はいかがなものかと思っております。大変恐縮でございます。

鹿沼市長：大震災があって、震災瓦礫の受け入れについては、いち早く市町村に意向調査があったんですね。おたく受け入れ可能ですかという、やっぱり同じことではないかと実は。何故かこれについてはですね、そういうこと抜きにして進んだという、賛成か反対かみたいな話になると、どうしてもハンディを背負った所が、やっぱりこのままいくと、という危機感を持ちながらの発言になってくるものですから、そのことがどうしても繰り返しになっちゃう、そこの所が同じ土俵に上るんだったら、まずそこの所があってもいいんじゃないかなというのが私の感想です。

浮島政務官：ありがとうございます。

さっき挙手していただいた、矢板市さん。

矢板市長：鹿沼の市長さんと共通する部分があるのですが、実は確かに、地域特性の件、選定手法、評価項目、こういったことについては、これまでの会議での経過、あるいはアンケート調査を踏まえているいろいろ配慮されたというふうに受け止めております。しかし、アンケート調査は、あれは文章記述の調査であったんですね。それを、その結果として集計したのが項目ごとに集計されたわけでありまして、あの集計の仕方が果たして良かったのかどうかという疑問をもっています。

そのことと、もうひとつは、候補地選定の手順、それから地元への提示の仕方、これについてひとつお願いがあります。といいますのは、矢板市は最初に候補地となったわけでありまして、住民の猛烈な反対を受けたわけでありまして、そういうものを踏まえますと、必要面積を確保できている土地を抽出して、そして現地確認を実施をし、候補地評価をして、最終的に1カ所絞り込む。そして詳細調査をやって、それから当該市町村に対して、これまでの選定プロセス、あるいは評価結果、こういうものを説明する手順になっているわけですが、しかしこの手順を踏まえますと、地域住民の理解は到底私は得られないと思っています。したがって候補地1カ所を絞る前に、やはり複数の候補地、あるいは3カ所、4カ所の候補地をきちっと示して、それを現地調査をした上で、最終的に1カ所に絞り、そして更に詳細調査をする。そういう手法をとらない限り、地元の住民の理解は得られない。しかしこれでもって反対は当然起りますけれども、それを乗り越

えてやっていかなければならないと思いますし、そういう意味では最終1カ所に絞ってから提示をして、当該市町に説明するというやり方は決して良くない。もう少しプロセスを明らかにして、透明性をしっかり持った上でこの作業を進めていかなければ、到底地域住民の理解は得られないし、これを強引に進めると大変な混乱を生むというふうに私は思っておりますので、この点を十分配慮していただきたいと思います。

浮島政務官：よろしく申し上げます。

茂木町長：茂木町長の古口です。今日は国にいろいろと物申す場所なんだと思いますが、大変申し訳ないのですが、鹿沼の市町さんからありました様に、私の町は少ない町であります。私は実は1カ所とお答えいたしました。それは決して私の町にどうせ来ないだろうと思っているからではなくて、やはり知事からもありましたように、現在の保管状況を考えれば、この処分場の設置というのは、私は一刻の猶予も許さない状況であり、その事についてはもちろん安全安心の件については、これは国が責任をもって前面に立ってやっていただくとともに、われわれ首長にもある程度の判断をするという、もうそういう時期に来ているのではないかと私は考えたからです。

また、どこかやりたい所はありますか、というアンケート調査をしても、私はそこで、はい、と言う所はどこも無いと思いますよ。

それからもうひとつなんですが、矢板の市長さんから、複数というお話がありましたが、私は複数はですね、事前に複数の箇所を挙げておく事についてはいかななものかと思っています。というのは、どこも同じ様な反対運動が起こって結局収集がつかなくなるのではないかと、当然1カ所に絞る前に国は複数を検討するわけでありますから、そのプロセスをきちんと明らかにする事は必要ですが、事前に複数を挙げるというのはちょっといかななものかと思っています。ですから、私はそろそろこの首長会議でも、ある程度方向性を示すべきところに来ているのかなと思っています。

ただし、これは国に申し上げたい事があります。佐藤市長さんからもありましたように、風評被害に対する対策や地域振興策の具体策で、そのようなものですね、何か訳のわからない文章で、各省庁と連携して考えるなんて書いてありますけど、これはやってもらわなければ困りますからね。

それからもうひとつ、那須の町長さんなかなか言いづらいでしょうから私が言いますが、前々からお話しているように、栃木県と福島県で除染に対する支援の仕方が違うなどという事があるから、那須の住民だけでなくですね、栃木県の住民全員が国の在り方について不信を持っているんですよ。こういうところを払拭しないと、私はこの最終処分場の設置も前に進んでいけないと思います。ですから、せっかくここまで、こうやってなんとか、今までのやり方ではなくて、信頼関係を築いた上で進んでいこうということで進めてきたんですから、そのような事も是非考えていただいた上で、今後進めていってほしいと私は思っています。

井上副大臣：ありがとうございます。そういう意味では、私ども1カ所に候補地を絞りこませてもらって、それを提示させていただきたいと考えております。今茂木町長さんもおっしゃったように、我々も複数ですと色々な混乱を生じるおそれというのを考えているものですから、そういう意味では、是非1カ所で提示をさせていただきたいと思っております。ただ他方で、最終候補地の選定の仕方というプロセスであったり、あるいは具体的な基準とか当てはめ方とか、そういったことについては、やはり丁寧に説明しないとそれは市町もそして住民の方もなかなかご理解はいただけないと思っておりますので、この市町村長会議という場になるのか、あるいは別の場になるのか、それはご相談ですけれども、そういう説明する機会を与えていただいて、そういう手続きは踏ませてもらいたいと考えております。

あと今、茂木町長さんからお話がありました、地域振興、そして風評被害につきましては、これは従来から様々な自治体さんから多数のご意見・ご要望いただいております。先ほどちょっと触れましたけれども、私ども、当然のことながら、これは国が責任をもって対応しなければいけない、そういう思いで予算編成の中で、指定廃棄物の処分場の周辺環境整備のための予算を組む形で、今日ちょうど予算の政府原案を閣議決定することができたわけでありまして。具体的に説明いたしますと、基本的な考え方としましては、候補地となった自治体において、周辺地域振興、また、風評被害防止対策のために行われる事業を支援するため、自治体が設置する基金に交付する、といった様な形を現在想定しております。もちろん今後もいろいろご相談した上でありますけれども、そういった基金を設置することができれば、例えば基金から処分場への円滑な搬入に必要な道路の整備、また地域の

住民が集まれるような施設や生活環境施設などを整備する事業、それから風評被害対策としては、未然防止を目的として、観光や特産品のPRなどを行う事業、これはいわば例示でありますけれども、幅広く基金を活用することができるという形を、想定をしております。具体的な事業規模とか、あるいは事業内容につきましては、候補地が決まった段階でという事になりますけれども、地元自治体と相談しながら対応していきたいと思っております。

最後、除染の問題についてもご指摘がございました。私どもの方ですね、除染については、国がガイドラインを決めていて、その中のメニューに則って、市町村の除染についてもやっていただくという事になっております。確かに、福島県内と県外でメニューが違うということもあるんですが、できましたら、まずは今定められているメニューの除染を是非やっていただいて、その上で事後モニタリングなどをして、それではやはり線量が下がらないということであれば、その後フォローアップ除染という事もありますので、対応を相談させていただきたいというふうに考えております。

茂木町長：副大臣ね、そんな悠長な事言ってるからダメなんですよ。3. 1. 1以来もう何年経ってると思ってるんですか。これからモニタリングなんか、そんなこと言ってる場合じゃないでしょう。今現実目の前にあるんですよ、那須は。そういうことを我々は言ってるんですよ。そういう回答をしてるから、信頼が得られないと私は言ってるんです。以上です。

那須町長：那須町の町長の高久です。今ですね、指定廃棄物の最終処分の問題からちょっと外れるかもしれませんが、除染問題について茂木町長から言及されましたので、現実をお話したいというふうに思います。今ですね、副大臣が追加的な除染を行う予定があるということですが、これまで散々私は国の低線量メニューでの除染は効果が薄い、という事を申し上げてきました。実際、私ども那須町では今年度、国から数十億の予算をいただいて、一般住宅に除染をやっています。これは低線量メニューに従ってやっています。現在進めておりますけれども、これは空間放射線量の調査でありますとか、測定の費用でありますとか、除染の実際の事業、こういった費用を総合いたしますと1件当たり50万以上、60万以上という金額がかかっています。ただし、これをやっても空間放射線

量は0.23以下に下がりにません。平均で、25パーセントは下がっていますけども、0.23は下がりにません。これではダメだということで、現在那須町では独自に庭の表土除去、これも予算に限界があるものですから、30万程度の表土除去、これを認めてやっておりますけども、これをやることによって0.19以下に平均下がっています。こういう現実を何度訴えても、それをお認めにならない。という事になりますと、この最終処分場の問題についても、那須町住民はですね、大変不信感をもっているという事でございまして、この保管量、こういったものを2分の1に重み付けをするということもですね、我々これまでに散々、放射能に対しては打撃を受けているという地域に、なぜ宮城の様に保管量を項目から外すというような事をしなかったのか、という事でも不信感をもっております。

それともうひとつ風評被害ということですが、風評被害というとなんとなく、物が売れなくなったとか、観光客が少なくなったとか、こういったものについて損害賠償すればいいんじゃないかというようなことをお考えだと思いますけども、私はですね、放射能の事故があってから那須町の女の若いお母さんから質問をされました。それはどういう事かという、将来那須町出身という事で嫁に行けなくなったらどうするんですか。風評被害というのはそういうところまでいくんですよ。そこまでの覚悟が国に責任をもって行ってほしいというふうに思います。

梶原部長：若干、補足説明をさせていただきたいと思うのですが、来年度予算の中でもう1点実は、私ども、今、基金という形を考えている。その中で地域振興と風評被害対策も考えているという様な、副大臣からお話をさせていただいたんですが、それとは別に、国自身もこれまでご指摘を賜った点、安全性のPRでありますとか、要は放射性物質がどういう物なのかといったような事も含めて、PRはしっかりさせていただきたいと思っております。

本日お手元にパンフレットがございまして。これは一つの例でございまして。副市町長会議におきましても是非お願いしたいという事で、お願いしたものがございまして。一つは、よく言われますのは、国が書いたのは分かりにくい。小学生には分からん。と、よく怒られております。今回、私ども、できるだけ分かりやすい形で、なおかつ、正確に情報が伝わるといったような事に普請をしたつもりなんです。それで、厚い物には作らない、ということで、結局7つも作ってしまったんですけど、できるだけピンポイントの質問にピンポ

イントで答えられるような資料を作らせていただいております。

また、データというのは非常に重要でありまして、例えば施設を設置させていただいた場合に、施設を設置した後のデータをお示しするだけでは全然ダメです。そのデータの意味がわからないものですから、施設を設置する前のデータと設置した後のデータを比較して、何処が変わったのと、といったような事をビジュアルにお示しするような情報の提供の仕方とかですね、いろんな物を今後とも考えていきたいと思っております、そういったような予算も計上させていただいたところでございます。いずれにいたしましても、決して風評被害とか、そういったものについて軽視していることではなくて、しっかりと皆様方のご意見を賜りながらやらせていただければと思っている次第でございます。

浮島政務官：先ほど、那須町の高久町長様から現場のお声ということで若い女性の現場の声、本当にそのとおりだと思っております。先ほど井上副大臣から申し上げさせていただいたとおりに、地域の振興策、そして風評被害対策に関しましては、国で全力で取り組んでまいりますので、どうかご協力の程よろしくお願いさせていただきたいと思っております。

那須町長：資料3のですね、風評被害対策という文章を読むとですね、どうもその辺の国の責任感というものが伝わってこないというふうに思います。一番最後の3行のところに、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、可能な限り、どのような事が書かれているという事はですね、私ども、現場からすれば、どうも生ぬるい、としか見えないんですね。例えば、沖縄の振興対策ということで、予算要求以上に国が多く予算を付ける、そういった覚悟というものは、きちんとした形で表れる、こういうことでなければ風評対策に対する信頼性はないんじゃないかというふうに思いますので、その点についてもお願いをしたいと思います。

梶原部長：ありがとうございます。風評対策につきましては、いろんな形でやり方が実はあるとは思っておりますが、ただ、予算の要求とかいろんな立場、ケースでですね、風評被害を未然防止をするという前提で、予算を要求し対策を取ることが、一つの考え方だと思っております。もちろん、起こらないというふうに言ってるつもりはありません。起こることを前提にするんだったら起こらないように対策を取るべきだという議論があるものですか

ら、そこはご理解を賜りたいと思っております。いずれにしましても、国レベルでの風評対策、具体的な候補地が出た場合のご相談しながらの風評対策、両方あると思っております。こういうかたちをとると、また、なんだ、とおっしゃられるかもしれませんが、全力をもってやらさせていただきたいと思っております。

益子町長：風評被害対策ではですね、第1回目の会議の時に、矢板の市長さんのほうから、矢板市に選定が決まったとニュースが流れた途端に矢板のリンゴが売れなくなったというようにお話を聞きました。ですから、選定をした段階で、どういう対策を練りましょうかでは、やっぱりこれ遅いんだと思うんですよね。それから、お医者さんが矢板であれば引越すと、というような現状がありました、というような、そういう反応するのが現実なんだというふうに私思っております。

第1回目の時、私申し上げましたけれども、今日も、政府として、国として、責任を持ってやりますという言葉はあるんですが、第1回目の時に私は、絶対環境省だけでできる問題ではないですよ、農水省も経産省も官公庁も含めてチームを組んでタッグを組んで、具体的にその1回目の選定をされる際に、こういうチームでもって具体的にやりますよ、といったような具体的な策が私は必要だと思っているんです。例えば、そも市も町も、農産物の出荷額がどのくらいあるか、それはもう完全に担保しますよでもいいと思うんです。それをしばらくとにかく経常的に風評被害が無い状態までは、しっかりとフォローアップしますよと。観光客がどの程度そこに宿泊しているかどうか分かりません。ただそこでも、しっかりと一時的に自治体が設置する基金に、というような一つの手だというふうに確かに思います。それぞれの自治体で自分達のオーダーメイドで考えて、ただ、やっぱりこれだと信頼関係というか、国が責任を持ってというふうにはならないと思うんですよね。国だからできる、国だから提案できる具体的な項目、というのが私は絶対あるというふうに思っております、現実的にはどうなんですか、今これから選定の手順に入る前に、今現在はそういう風評被害対策の何かチームを組んでらっしゃるんですか、という現状はあるんですか、ないんですか。

梶原部長：地域地域の各省連絡会議というのは今現在まだ設けてございません。ただ、全体として風評対策、それぞれ農水省も行いますし、厚生労働省も行います。もちろん復興

庁もやりますし、内閣府の生活支援チーム等々もやります。そういう意味では横の連絡をとりながら、全体として風評被害というものが起こらないように対策をとっているところでございます。

益子町長：とにかく政府として、というところだけは、具体的にやっぱり直接住民に示して、態度で示していただかないと、どんなにいい説明を簡単にしようと言われてる気持ちは分かるんですけども、やっぱり聞く耳を持っていただけないと、いろんなパンフレットを作っても、住民の方々は聞いてくれないというふうに思いますので、前に進まない、具体的に選定が進んでも、その後が非常に難航するだろうと、今現状目に見えているというふうに私は思っていますので、是非ですね、今のうちから私は本当に政府として、というところをしっかりと態度で何か示していただきたいなと思っております。

浮島政務官：貴重なご意見ありがとうございます。本日は本当に、候補地の選定手法、また提示方法について、たくさんの様々のご意見をいただいた事、本当に心から感謝を申し上げます。

最後になりますけれども、何か特段これだけご意見をという方がいらっしゃいましたら。

那須塩原市：那須塩原市、阿久津でございます。市長になってまだ2年弱。その頃も風評被害、あるいは放射能汚染、大問題が発生しております、これにどう対応するか、だから上向いて文句言ってる暇なかった、というのが現状だと思います。ひとつは、例えば、小中、あるいは幼稚園・保育園、60数カ所除染終わったし、公共公園110カ所以上終わって、これから帰属公園400カ所残ってるんですけど、そこまできました。また個別の住宅除染、今年の1月から開始をして、現在まもなく9,000戸に及んでおります。この中で18歳以下のいわゆる子供さんのいる家庭、これは表土除去をしたために、環境省に大変お世話になってこれまで無我夢中で除染やってきましたが、これについては約9億円を24年度に自前の支出もいたしております。表土除去。これは多分那須町と同じような状況。それと、気がついてみたら廃棄物の保管が最大になっていると、こういう市でもあります。これからさてどうするか、今まで下ばかり向いて無我夢中でやってきて、それで風評被害もすごいものがありましたけれど、ほんとによく回復しております。回復さ

せるために、外部から例えば観光ならスペシャリストを入れて、そういう方にも相談をしながら、これも自前でやってるんですけれども、やってまいりまして、さて今後は指定廃棄物の処理施設を、これどうするかっていう、今やっと、いづらか冷静に前向きに考えられるようになった段階で、これまでで疲れ果ててるわけではありませんが、もう足元見て喋る前に行動、とこういうことで全力でやってきておりますんで、今後につきましても、町内で今日の会議行ったらこういうの話してくれとかあったんですけど、あえて私はこのお話は申し上げません。盛んに、わが市が逃れるためにというのがどうしても多いんですよ、言葉の端々に。こういう事は話しても一向に一歩も進まない。こういうのを感じておりますので、これまでやった努力、こういうものをプライドをもって今後も粛々とやってまいりますが、そういう形で現在対応を進めております。どういう状況がきても英知を結集して乗り越えると、こういう気持ちでおりますんで、私は、要望だったのか意見なのか分かりませんが、無我夢中で除染をしてきた、そういう自治体として是非ご理解をいただきたいと思って発言をさせていただきました。

浮島政務官：貴重なご意見ありがとうございました。本当に本日は、多岐に渡る様々なご意見をいただきました事、感謝を申し上げます。

那須町長：1点だけ最後をお願いしてよろしいでしょうか。最終処分場の候補地が年度内にも提示されるというような話が聞いておりますけれども、その前に先ほど部長から、風評被害の未然防止、これが最重要だというようなお話をいただきまして、かなり核心にふれた具体策があるような感じを受けましたので、誰もが安心するために、最終処分場の候補地を提示する前に、その風評対策、環境省が考えている事前の未然防止のための風評地策、これの具体例を示していただければと思います。

梶原部長：風評被害の未然防止の具体例というのが、今例えば、新聞等々でやらせていただいている話、パンフレットを作らせていただいている話、それと安全性の話より分かりやすい形で外にどういう形で出すか、あるいは、実際の測定のデータの話も先ほどもしましたが、測定のデータっていうのは、場所が決まってから実はデータを出していくという構造になります。そういったようなことについて、今私どもも考えているものを出すっ

という事はある程度できると思いますけれど、実際に個々の地域で議論する時には、それに加えて個々の状況で、例えば監視委員会をつくるとか、あるいは市民との情報の提供の仕方、いろんな意味での、違う要素もでてまいります。どのような形でご提示できるのか、あるいはご提示して更なる理解になるのか、ちょっとよくわかりませんが、私どもとしても未然防止という話については、きちんとその段階で考えているものを併わせて、提示の時に示していければと思っております。

ただ、繰り返して申し上げますけれども、全てのケースで万能薬みたいなものがあるとは私は思っておりませんので、議論の中で積み上がっていくものもあると思っておりますので、それは地域振興も同じだと思っております。そういう意味では、お話しの中で、具体的な中身を詰めさせていただくのが一番ではないかなと思っております。

浮島政務官：本日は、選定手法、そして提示方法について、様々なご意見をいただきありがとうございます。選定の手順、そして基準についての、皆様のご理解を得つつ、選定の作業、新たな段階に入らせていただければと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

今日いただきました様々なご意見、ひとつひとつ論点整理をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

梶原部長：どうもありがとうございます。本日様々なご意見を賜りました。まず、提示の方法につきまして、1カ所の提示で進めるべきではないかというご意見、あるいは、複数のカ所を提示すべきではないかといったようなご意見がございました。私どもとしましては、両方の意見があったわけでございますけれど、これまで提示方法につきましては、過去3回の市町村長会議では意見がございませんでして、また、アンケート調査を行わせていただいた時にも、その項目につきましてはご意見は無かった、というところがございます。基本的には、大変恐縮でございますけれども、これまでの議論、あるいはアンケート調査の結果も踏まえて、1カ所提示で進めさせていただければありがたいと思っております。

また、プロセスについて、きちんと明らかにして進めるべし、というご意見、これは両方のご意見として共通したものであったかと思っております。本件につきましては、これまでと

異なり、この会議、あるいは副市町長会議で丁寧に考え方をご説明して参ったつもりでございませう。その点は、これまでのやり方とは大きく異なるのではないかと考えております。さらには、今回の作業をやらせていただいて、結果を提示させていただくに当たりましては、当然の事ながら、これまでこういうやり方でやりますよ、と申し上げた中身については、全てオープンにさせていただいてやらせていただくのが当たり前だと思っております。さらには、副大臣から申し上げましたが、できるだけ多くの方々にその結果をお示しした上で進めてまいりたい、という風に考えてございませう。やり方についてはいろいろあるとは思いますが、そういった形で進めさせていただければと思っております。

地域振興策につきましても、様々なご意見を賜りました。その点につきましては、今回私どもとしましては、予算要求をしての形というもの、先ほど副大臣からご説明を申し上げましたけれども、そういったものをさせていただいているところという説明をさせていただきました。今後、提示してその上で更にご理解を賜りながら実際どの形で地域振興を図っていけばいいかという事につきましては、地元の方々と首長さんはじめ、方々と調整をさせて練りこんでいきたいと思っております。

風評被害対策、先ほどご意見賜りましたけれども、提示にあたりまして私ども今考えているものについては、併わせて提示をするという事でございませうけれども、併わせてこの件につきましては、それぞれの地元の方々、自治体の方々と調整しながら、積み上げていく部分が非常に多くなると思っておりますので、そういう方向で対応させていただければと思っております。

大きな論点は以上だったように思います。

宇都宮市長：ちょっといいですか。論点を整理してという事ですけども、那須町長からもありました、風評被害対策、これは絞り込む前にしっかりと明示しておかないと、さあじゃ1点に絞り込んで説明の中で地元と積み上げていくという話ではないと思うんですね。おろそかにして入っていつちゃうと、話がこじれて、又、もくあみ状態になってしまいますから、その点は是非我々には、風評被害対策について、地域振興対策について、それについては選定する前、絞り込む前に、ある程度話をしていただけないものでしょうかね。多分言いづらいんだと思うんですよ、風評被害。実際に起こらないと、予算対応もできない、ということだと思っておりますが、けれども、そこがはっきりしないと、多分どこも納得

しないと思いますし、住民の皆さんも話すら聞いてくれないんじゃないかなと思うんです。先ほどいろいろと例が上がりましたが、お嫁さんの話、これは宇都宮市の斎場の問題でもそういう問題がでてきてますから、この大きな重大な問題については、なおさら大きな影響を及ぼす問題だと思いますので、例えば、分かりやすいものとして、先ほどあった基金、基金をどんと積み上げて、風評被害対策については、この基金で十分対応していく、というくらいが無いと、多分前には進まないでしょうし、我々も1カ所に絞られたからといって、難を逃れた、もう我々には関係ないじゃなくて、知事の話があったように、やはり辛さは分かち合っていかなければならないと思うんです。それだけの、分かち合う事ができるような姿勢を国に見せてもらわないと、我々も乗れないと思うんです。一緒になって乗らないと多分に指定場所が決まった後には、話は前に進んでいかないと思います。そのくらいはやらないと、火だるま状態になると思いますから、その点だけは是非考えていただければと思います。

井上副大臣：風評被害、あるいは地域振興についてもご意見をいろいろいただきました。私どもとしましては、なるべく自治体のご要望に応えたいという思いで、基金を造ってそこに積むという事であれば、非常に自由度の高いものにすることができると、いう思いで、こういった形をご提案をいたしました。ただ、それが逆に、自治体任せではないかというご意見もありましたので、例えば、基金を通じて、こういう事業に使う事ができる、といったような事を、国としても少し整理をしてご提示させてもらって、是非こういう事もできる、ということで、ご理解をいただくような努力をしたいと思っております。

浮島政務官：本日は長時間にわたりありがとうございました。本日いただいたご意見しっかりと踏まえてやりたいと思っております。それでは最後に副大臣からお願いします。

井上副大臣：ありがとうございました。本当に積極的に、そして様々な、多岐に渡るご意見をいただきましてありがとうございました。率直に言いまして、時間がもう少しあればという思いもしておりますけれども、年末のお忙しい時でありますから、感謝をしております。私ども、今の一時保管の逼迫した保管状況を考えると、やはりなるべく早く、なんとかしてこの問題を解決したいと思っております。ですから、いろいろとお知恵を賜りな

がら進めてまいりましたけれども、どうか選定方法については、ご理解を是非いただきたいと思っております。先ほども申しましたが、地域振興や風評被害について、最大限対応をさせていただきたいと思っております。あるいは、除染の問題についても、ご指摘がありました。遅すぎると言われればとても申し訳なく思っておりますけれども、やはりこちらの方も住民の方々が安心できるように、最大限の対応をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただいて、是非次のステップに進めるようによろしくお願いを申し上げます。

浮島政務官：これで本日の市町村長会議を終了させていただきたいと思っております。

本日は長時間にわたり大変にありがとうございました。